

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が第2の1に掲げる公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、第2の2に掲げる公文書を特定し、令和2年12月10日付令2物品管理第92-1号で行った公文書の開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当であるが、別表1に掲げる公文書を請求対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和2年12月1日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「公用車（センチュリー）3台を2台とすることについて至った経緯に関する一切の文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「センチュリーの更新について」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和2年12月10日付け令2物品管理第92-1号で本件請求に係る公文書の開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年12月21日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

処分は開示ですが、私が存在すると考える公文書の開示がありません。

今回、「センチュリーの更新について」の情報開示された公文書は、令和元年12月3日付物品管理課が作成した「センチュリーの更新について」（財政課要望資料）1枚のみである。この結果に至るには、貴賓車購入に係る車種選定のために性能比較・経済比較の事務作業が行われているはずですが、今回の情報開示された文書には車種選定に至る性能比較・経済比較などの公文書が開示されていません。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

4 口頭意見陳述における意見

(1) 口頭意見陳述申立書における主張

(省略)

(2) 口頭意見陳述における主張

(省略)

第4 実施機関の主張要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 条例第2条

公文書の定義については条例第2条第2項で、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

また、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味するとされ、これにより、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階の資料等は、これに当たらないとされている。ただし、職員が個人的に作成し、又は取得した調査メモ、説明資料等であっても、起案文書又は供覧文書に添付された場合には、この条例の対象となるとされ、「保有している」とは、実施機関が定めている公文書取扱規程等の定めるところにより公的に支配されている状態にあることをいう。

2 公文書特定について

(1) 本件公文書の特定について

本件公文書は、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

本件公文書を特定し、開示したことについては、審査請求書等の記載から、当事者

間で争いがないことは明らかであり、本件公文書を特定し、開示した実施機関の決定は妥当である。

(2) 本件請求に係るその他の公文書の特定について

本件請求につき、本件処分を行ったことに対し、審査請求人は、口頭意見陳述等において、「① 総務部次長からの公用車センチュリーの経費削減の指示」「②台数を減らすことに関する所属内での検討」「③物品管理課長対応案について会計管理局局長の了承」「④管理者の変更に関する議会事務局と物品管理課の協議」「⑤予算要望」の順で、実施機関は台数を減らすことに関する事務を進め、本件公文書以外の公文書をそれぞれで作成しているはずであり、これらの範囲が本件請求の対象であると主張している。

この点について、実施機関に確認したところ、事務の流れについては、審査請求人の主張するとおりのことが確認できた。よって、審査会としてもこの項目に沿って、対象文書を確認するものとする。

まず、「①総務部次長からの公用車センチュリーの経費削減の指示」「②台数を減らすことに関する所属内での検討」「③物品管理課長対応案について会計管理局局長の了承」「⑤予算要望」の文書の有無及び特定すべき公文書か否かについて、検討する。

審査請求人は、このような事務は、山口県事務決裁規程第3条（決裁の手続き）が定めた「決裁の手続き」によって行っているはずであり、別途行われている住民訴訟の証人尋問のなかでも県の決裁手続きに則って進めていったとの実施機関職員の証言があったことからして、文書が不存在であることはあり得ない旨主張している。

この点について、山口県事務決裁規程第3条（決裁の手続き）に定める「決裁は、直近上司から順次上司の審査を経て受けるものとする。」との規定における「決裁」は、事務決裁規程第2条第1項（定義）によれば、「知事若しくは会計管理者又はこれらの補助機関が法令の規定又は委任若しくは専決権の授与によりその権限に属する事務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。」とある。つまり、事務決裁規程における「決裁」は「意思を決定すること」までしか定められておらず、その意思を決定する方法について、定められたものではない。また、一般に意思を決定する方法は、口頭による伺い等、文書を作成する以外の方法も考えられ得ることから、この規定をもって文書が作成されているはずであるとの審査請求人の主張を認めることはできない。

さらに、審査請求人は、この経緯・方針決定に至るまでに、開示されている文書は、「開示済の本件公文書」、「乙第4号証」及び「乙第5号証」のみであり、他に公文書が存在しないことは考え難い旨主張する。

この点について、実施機関に説明を求めたところ、以下のとおりであった。

- ・総務部次長から経費削減について物品管理課長に対し、口頭で指示があったものであるため、「①総務部次長からの公用車センチュリーの経費削減の指示」に関する

文書は存在しない。

- ・当該更新に伴う購入は、「既存の車種と同型であること」及び「台数を1台減らすもの」であり、行財政改革の取組にも資することから、口頭で報告を行っており、「②台数を減らすことに関する所属内での検討」及び「③物品管理課長対応案について会計管理局局長の了承」に関する文書は存在しない。

なお、「⑤予算要望」に関して他に公文書が存在しないことについて、実施機関から明確な説明はなされなかった。

よって、これらの説明について、実態を確認するため、条例第19条第4項の規定に基づき、当審査会委員及び審査会事務局職員を派遣して実地調査を行ったところ、「①総務部次長からの公用車センチュリーの経費削減の指示」、「②台数を減らすことに関する所属内での検討」及び「③物品管理課長対応案について会計管理局局長の了承」に関して、実施機関の説明どおり、関連する文書の存在は確認できなかった。

一方、「⑤予算要望」に関連する書類として、以下の3つの文書の存在が確認できた。

- ・公用車の見直しに関する記載が確認できる「物品管理課9」
- ・開示済の本件公文書の金額内訳である「物品管理17-2」
- ・車両の年式や車両単価が記載され処分車両等が明記されている「物品管理19」

これらの文書については、台数を減らすことに関する文書と認められることから、本件請求において特定すべき公文書であり、さらに、保存管理の状態等から、いずれも条例第2条第2項に定める公文書の定義を満たしていることは明らかであった。

次に、審査請求人が主張する事務の流れ及び対象範囲のうち、「④管理者の変更に係る議会事務局と物品管理課の協議文書」について検討する。

一般的に、台数を減らすことと、誰が管理するかという管理者に関することは別の問題であり、仮に対象文書が存在していたとしても、本件請求内容から、「④管理者の変更に係る議会事務局と物品管理課の協議文書」を特定することは困難であったと言わざるを得ない。

(3) 乙第4号証、乙第5号証の特定について

審査請求人は、口頭意見陳述申立書等において、実施機関が係争中の裁判にて提示した乙第4号証及び乙第5号証も特定すべきだったと主張していることから、これについて、検討する。

乙第4号証及び乙第5号証は、購入以外の調達方法（リース、レンタル、中古車購入等）に関する文書であるが、本件請求は「公用車（センチュリー）3台を2台とすることについて至った経緯に関する一切の文書」であることから、実施機関が台数を減らすことに関する文書のみを請求対象とし、調達方法に関するこれらの文書を特定しなかったことについて不自然な点はない。

なお、審査請求人は、乙第4号証及び乙第5号証の公文書該当性について主張しているが、上記のとおり、本件請求に対し当該文書を特定すべきとの判断には至らな

ったため、公文書該当性について審査会はや及しない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

別表 1

審査会が追加で開示すべきと判断した公文書
物品管理 9
物品管理 1 7-2
物品管理 1 9

別表 2

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和3年3月17日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年5月20日	事案の審議を行った。
令和5年7月21日	事案の審議を行った。
令和5年11月29日	事案の審議を行った。
令和5年1月24日	事案の審議を行った。
令和5年2月21日	事案の審議を行った。
令和5年3月23日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和3年9月30日まで)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和5年3月23日現在)